

万一

あなたの店舗や事業所などが 災害にあったとき、 復旧までの休業期間の 補償について 考えたことがありますか？



「休業補償共済」は、企業が災害等によって休業した場合に、その損失を補償する制度です。

共済金をお支払いする場合

店舗、事業所または工場などが



を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失について共済金をお支払いします。

この制度の特徴

1 災害により休業した場合。1日あたりの粗利益を基準に、お支払します。

$$\text{粗利益} = \text{売上高} - (\text{商品仕入高} + \text{原材料費}) \rightarrow \text{共済金 (5万円が限度です)}$$

2 万一の場合、**簡単**な手続きで共済金をお支払いします。

3 他の補償制度に比べ**安い**掛金となっています。

4 補償される事故は。
 ●9種類の災害による休業損失を補償します。
 ●お店に隣接する他の店舗の事故等で休業せざるをえなくなったときにも補償されます。
 ●電気・ガス・電話等の公共施設の事故のための休業損失も補償の対象になります。

5 剰余金は、利用分量配当金として加入者に**還元**されます。

契約の期間

共済期間

共済期間は、加入日の午後4時に始まり、末日の午後4時までの1年間です。

ご契約にあたって

ご契約金額は1日当たりの粗利益を基準に1万円、2万円、3万円、4万円、または5万円とします。

共済金の算出方法

1回の事故について **休業日数(90日が限度) × 1日あたりの共済金**

風災、ひょう災、雪災、水災の場合には、復旧期間からその事故の発生した日を含む最初の3日間を免責期間として共済金の支払いを控除します。

共済掛金

建物の構造	耐火造 A	鉄骨造 B	木造 C
掛金	670円	1,860円	2,680円